

令和7年1月以降に当金庫で住宅資金の融資を受ける方で 住宅ローン控除を利用されるお客さま

令和4年税制改正において、住宅ローン控除における「調書方式」の適用が開始されたことに伴い、当金庫におきましても下記の通り「調書方式」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

なお、「調書方式」は居住開始年月日が「令和5年1月1日以降」である方が対象で、住宅ローン控除の適用を受ける場合、金融機関に対し「氏名」「生年月日」「住所」「個人番号（マイナンバー）」などを記載した「適用申請書」を提出することが必要となります。

記

1. 取扱開始日

令和7年1月6日お借入れ分より

2. 対象のお客さま（以下の（1）（2）いずれも当てはまる方）

（1）対象物件への居住開始年月日が令和5年1月1日以降の方

（2）取扱開始日以降に住宅関連資金のお借入れをされ、住宅ローン控除を利用される方

※取扱開始日以降に他の金融機関からお借り換えされる方も上記（1）に当てはまる方は対象となります。

3. お手続き方法

（1）住宅ローンをご契約の際に「住宅ローン控除に関する申請書」および「個人番号（マイナンバー）届出書」（以下「申請書類」といいます）をご記入・ご提出いただきます。

（2）税務署はマイナポータルを通じて住宅ローン残高等を提供しますので、必要情報を取得のうえご自身で税務署への確定申告や勤務先への年末調整を行ってください。

※「調書方式」の方は「住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書」を確定申告・年末調整時に提出する必要はありません。

※当金庫は対象のお客さまの住宅ローン残高等を記載した年末残高調書を税務署に提出いたします。

4. 令和4年税制改正について（ご参考）

納税者の申告利便の向上や行政手続きの電子化を促進する観点から、住宅ローン控除にかかる確定申告・年末調整手続きが見直されました。

従来の方式である金融機関が債務者に年末残高証明書を交付する「証明書方式」に代えて、金融機関が年末残高調書を税務署に提出し、税務署が年末残高情報等を債務者に提供する「調書方式」が導入されました。

なお、調書方式の対象となる方は令和5年1月1日以降に入居を開始された方で、令和4年12月31日以前に居住を開始された方は従来の証明書方式の対象となります。

以上

このまちの未来をともにつくる



横浜信用金庫